

第88期報告書

平成23年4月1日~平成24年3月31日

王子製紙株式会社

(目次)

株	主の皆様へ	連結株主資本等変動計算書
(第8	8回定時株主総会招集ご通知添付書類)	連結注記表 36
事	業報告	貸借対照表41
1	企業集団の現況に関する事項3	損益計算書······42
2	当社の株式に関する事項 12	株主資本等変動計算書 … 43
3	当社の新株予約権等に関する事項 13	個別注記表44
4	当社の役員に関する事項 14	連結計算書類に係る
5	会計監査人に関する事項 19	会計監査人監査報告書謄本 47
6	業務の適正を確保するための	会計監査人監査報告書謄本48
	体制の整備についての取締役	監査役会監査報告書謄本49
	会決議の内容の概要20	
7	会社の支配に関する基本方針 22	(ご参考)
連結貸借対照表33		経営指標の推移(連結)・・・・・・・50
連	結損益計算書34	連結キャッシュ・フロー計算書 (要約) 51

株主の皆様へ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。 本年4月に代表取締役社長に就任いたしました 進藤清貴でございます。第88期(平成23年4月1 日~平成24年3月31日)の報告書をお届けするに あたりご挨拶申しあげます。

東日本大震災からの復旧に伴い、一部では復興 需要が見られたものの、後半は欧州債務問題の顕 在化などによる海外経済の減速や円高の進行、原 油価格の高止まりなど経営環境は依然として厳し い状況にあります。

その中で当社グループは、急激に変化する経営環境に迅速に対応しつつ、持続的成長を達成するため、「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」、「素材・加工一体型ビジネスの確立」、「研究開発型ビジネスの形成による成長」、「資源・環境ビジネスの推進」、「海外ビジネスの拡大」、「商事機能強化」を基本戦略とした事業構造転換に取り組み、企業価値の増大を図っております。

当期は、海外においては成長するアジア需要の

取り込みを図るため、平成23年8月にマレーシアの段ボール製造販売大手であるHarta Packaging グループを公開買付けにより取得し、同年9月にはブラジルのフィブリア社より感熱記録紙・ノーカーボン紙の製造販売拠点を取得しました。国内においては最適な生産体制の構築によるさらなるコストダウンに取り組みましたが、原燃料価格が上昇し、原燃料輸入の円高メリットやコストダウン努力では吸収しきれない状況となっていることから、一部の製品で価格修正を実施いたしました。これらの結果、売上高は前期に比べ3%の増収となりましたが、当期純利益は10%の減益となりました。

株主の皆様への配当につきましては、当期の業績のほか当社グループの置かれた事業環境等を総合的に判断しつつ、安定的な配当を持続したいと考えており、当期の期末配当を1株につき5円の普通配当とさせていただきました。中間配当5円とあわせました年間配当金は前期と同様1株につき10円の普通配当となります。

当社は、本年6月下旬開催予定の当社第88回定 時株主総会におけるご承認および必要に応じ所管 官公庁の許認可が得られることを条件に、本年10 月1日を目処に持株会社制へ移行いたします。こ れにより、一層のグループ経営効率の最大化、各 事業群の経営責任の明確化を図り、事業構造転換 をさらに加速しグループの一段の成長を目指して まいります。

今後とも、株主の皆様のご要望、ご期待に沿え るよう努力してまいりますので、格別のご理解を いただき、より一層のご支援を賜りますようお願 い申しあげます。

平成24年6月

代表取締役社長 進藤 清貴

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震 災からの復旧に伴い一部では復興需要が見られたもの の、後半は欧州債務問題の顕在化などによる海外経済 の減速や円高の進行、原油価格の高止まりなどの影響 もあり、依然厳しい状況で推移しました。

紙パルプ業界におきましては、板紙・段ボールなどの需要は、飲料・加工食品関係などが堅調に推移したものの、一般洋紙は、震災影響による需要減少からの回復は限定的であり、低調に推移しました。

こうした状況の中、当社グループでは、急激に変化する経営環境に機敏に対応しつつ、持続的な成長を達成するため、事業構造転換の推進を経営戦略の中心に掲げ、グループ経営力の強化を進めています。

当連結会計年度中には、海外においては成長するア ジア需要の取り込みを図るため、平成23年8月にマ レーシアの段ボール製造販売大手であるHarta Packaging グループを公開買付により取得し、平成23 年9月にはブラジルのフィブリア社より感熱記録紙・ ノーカーボン紙の製造拠点を取得し、商号をOii Papéis Especiais Ltda. (王子 パペイス エスペシアイ ス 有限会社) としました。国内既存事業においては、 最適な生産体制を構築するため、平成23年4月に富士 地区における紙・板紙製造設備(抄紙機2台)の停止 を実施し、平成23年10月に当社富士工場を王子板紙株 式会社に移管しました。さらに、平成24年3月に当社 釧路工場および春日井工場の紙製造設備(抄紙機2 台)の停止(平成24年9月予定)、王子特殊紙株式会 社江別工場の生産設備改造による生産品種の転換(平 成25年3月予定)、同社江別工場および東海工場岩渕 製造所の特殊紙製造設備(抄紙機2台)の停止(平成 25年度下期予定)を決定しました。

また、昨年度から収益圧迫要因になっている原燃料

価格の上昇傾向は、原燃料輸入の円高メリットやコストダウン努力では吸収しきれない状況となっているため、一般洋紙や板紙、包装用紙など一部の製品で価格修正を実施しました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高は1兆2千1百29億1千2百万円と前期に比し3%の増収、営業利益は5百37億8千万円と前期に比し18%の減益、経常利益は4百83億7千5百万円と前期に比し20%の減益、当期純利益は2百21億7千7百万円と前期に比し10%の減益となりました。

各事業部門の状況は、次のとおりであります。

Þ	ζ.	分	売 上	高	営 業	利益
紙パ	ルプ製品]事業	百万円 537,146	(前期比) (4%減)	百万円 34,568	(前期比) (31%減)
紙加	工製品	事業	462,063	(3%増)	14,248	(6%減)
そ	0)	他	213,701	(26%増)	7,833	(88%増)
	計		1,212,912	(3%増)	56,649	(18%減)
調	整	額	-	_	△2,869	-
合		計	1,212,912	(3%増)	53,780	(18%減)

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■紙パルプ製品事業

売上高につきましては、5千3百71億4千6百万円 と前期に比し4%の減収となりました。

品種別の状況は、次のとおりであります。

板紙

段ボール原紙の販売は、飲料・加工食品関係の出荷が堅調に推移したことに加え、青果物の出荷も若干増加したことなどにより、前年を上回りました。 白板紙の国内販売は、高級白板紙・特殊板紙は前年を上回りましたが、コート白ボールは微減となりました。

· 包装用紙

包装用紙の販売は、国内は震災影響や合成樹脂の生

産減少などにより重包装向けの需要が減少し、低調 に推移しました。輸出はアジア向け需要が堅調に推 移し、増加しました。

• 一般洋紙

新聞用紙の販売は、国内は震災影響などにより部数・ページ数が減少し、用紙需要は減少しました。 輸出も減少しました。

印刷用紙の販売は、国内は震災影響などにより需要 が減少し、塗工紙・微塗工紙を中心に低調に推移し ました。輸出も減少しました。

雑種紙

雑種紙の販売は、前半は産業用途を中心に堅調に推 移しましたが、海外経済の減速による輸出産業の不 振もあり秋口からは減少に転じ、累計では微減とな りました。

紙加工製品事業

売上高につきましては、4千6百20億6千3百万円 と前期に比し3%の増収となりました。

品種別の状況は、次のとおりであります。

- ・段ボール (段ボールシート・段ボールケース) 段ボールの販売は、震災影響による需要の落ち込み がありましたが、飲料・加工食品関係などが堅調に 推移し、前年並みとなりました。
- ・その他(家庭用品・紙器・粘着紙他) 衛生用紙の販売は、ティシュペーパーは増加、トイレットロールは減少しました。

紙おむつの販売は、子供用おむつ、大人用おむつと もに減少しました。

■その他

平成22年第3四半期に旭洋紙パルプ株式会社を連結 子会社化したことなどにより、売上高につきましては、 2千1百37億1百万円と前期に比し26%の増収となり ました。

(2) 企業集団の資金調達の状況

所要資金につきましては、金融機関からの借入およびコマーシャル・ペーパーの発行などにより調達しました。

また、社債の償還資金および長期借入金の返済資金 などに充当するため、平成23年7月に第27回無担保社 債(200億円)、第28回無担保社債(200億円)を発行 しました。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資額は5百47億4千万円で、前期に比し2百23億2千4百万円減少しました。当社グループにおいては、大型プロジェクトの推進をはじめ、事業構造転換に必要な分野への投資、品質改善、省力化、生産性向上、安全および環境のための工事を継続的に行っておりますが、主な設備投資は次のとおりです。

①当期中に完成した主要な工事 主要な工事の完成はありません。

②当期継続中の主要な工事

王子特殊紙株式会社

滋賀工場

コンデンサ用ポリプロピレン フィルム新マシン設置工事

江蘇王子製紙有限公司

中国江蘇省南通市 中国南通プロジェクト クラフトパルプ製造設備の建 設を開始しております。

Pan Pac Forest Products Ltd.

ニュージーランド国ネイピア市

パルプ製造設備改造工事

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

	区	分	第84期 (19.4~20.3)	第85期 (20.4~21.3)	第86期 (21.4~22.3)	第87期 (22.4~23.3)	第88期 (23.4~24.3)
売		(百万円) 上 高	1,318,380	1,267,129	1,147,322	1,180,131	1,212,912
当	期	(百万円) 純 損 益	11,768	△6,324	24,886	24,619	22,177
1株	当た	(円) り当期純損益	11.90	△6.40	25.18	24.92	22.46
総		(百万円) 資 産	1,781,512	1,707,492	1,614,047	1,620,927	1,634,992
純		(百万円) 資 産	510,490	429,707	460,404	455,998	463,299

- (注) 1. 1株当たり当期純損益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。
 - なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。 2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

	区	分	第84期 (19.4~20.3)	第85期 (20.4~21.3)	第86期 (21.4~22.3)	第87期 (22.4~23.3)	第88期 (23.4~24.3)
売		(百万円) 上 高	592,577	569,581	498,065	480,100	458,400
当	期	(百万円) 純 損 益	7,597	△12,600	10,540	11,452	15,362
1株	当た	(円) り当期純損益	7.57	△12.56	10.51	11.42	15.33
総		(百万円) 資 産	1,395,644	1,389,387	1,281,287	1,257,984	1,259,005
純		(百万円) 資 産	390,831	347,024	352,550	348,552	354,472

- (注) 1. 1株当たり当期純損益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。
 - なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。 2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

①社会的責任の遂行(企業行動憲章の遵守)

企業の社会的責任を果たすことは当社グループの存立の条件であり、コンプライアンスの徹底は企業活動の根幹であることを強く認識し、全役員・全従業員が

高い企業倫理のもとで行動します。また、環境憲章の基本理念に基づき、環境と調和した企業活動の推進に努めるとともに、安全絶対最優先の基本理念のもと、事業に関わるすべての関係者の安全衛生の確保に努めてまいります。

②企業集団の経営戦略

紙・板紙およびこれらに関連する市場は、国内需要が成熟化し減少する一方、国内市場とアジア市場が一体化の方向へ急速に進みつつあり、国際市場における競争力および収益力強化が急務となっております。このような経営環境にあって、当社グループは、「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」、「素材・加工一体型ビジネスの確立」、「研究開発型ビジネスの形成による成長」、「資源・環境ビジネスの推進」、「海外ビジネスの拡大」、「商事機能強化」を基本戦略とした事業構造転換に取り組み、営業利益1,000億円以上、純利益500億円以上の確保を経営目標としております。

具体的には各分野において以下の取り組みを行って まいります。

(a) 生活産業資材分野

(段ボール原紙・加工、家庭用品、白板紙・紙器・包装用紙・製袋他) 国内においては、品質改善への継続的な取り組み、 素材・加工一体型営業の推進、成長が期待される分野への拡大を図り、安定的な収益基盤の確立を目指して まいります。東南アジアにおいては、段ボール会社の 買収、新工場の建設などを通じて総合パッケージング 事業の拡大を、中国においては、包装事業を強化し、 成長市場を取り込んでまいります。

(b) 印刷情報メディア分野

(新聞用紙、洋紙)

国内においては、需要構造変化に対応すべく継続的 に事業再構築を行い、コスト構造を抜本的に転換し、 国際競争力の強化を図ってまいります。平成22年末よ り本格的に生産を開始した中国南通プロジェクトにつきましては、平成25年に予定しているクラフトパルプ製造設備の稼働により、競争力の飛躍的向上が見込め、今後、中国における当社グループの基幹工場として、製紙・紙加工複合工場を目指し幅広い事業を積極的に展開してまいります。

(c) 機能材分野

(イメージングメディア、特殊紙・粘着紙・不織布他)

国内においては、新技術・新素材の開発(M&Aによる獲得も含む)、研究開発資源の積極的な投入を行い研究開発型ビジネスの形成による事業拡大を目指してまいります。海外においては、イメージングメディア事業のグローバル化を推進するなど、機能材事業拡大に向けて、東南アジア・中国・インド・ブラジルなどの成長国へ積極的に進出してまいります。

(d) 資源・環境ビジネスの推進

当社グループが保有する森林資源の一層の戦略的活用を進めるべく、国内森林・林業活性化を図るとともに、水力発電・バイオマス発電などの設備を活用した発電事業、パルプ外販事業の強化を図り、事業構造の質的転換を進めてまいります。海外においては、植林地を活用して木材加工分野への事業展開を進め、総合林産事業に積極的に取り組んでまいります。

(e) 海外ビジネスの拡大

当社グループでは、北米・南米・欧州・オセアニア・中国・東南アジアと、既に世界各地で事業を展開しておりますが、今後は、中国・東南アジア・中南米をターゲットに事業展開を進め、成長国需要を確実に取り込み、海外売上高比率25%を目標にしてまいります。

(f) 商事機能強化

王子通商株式会社の紙・板紙・化成品関連事業を旭 洋紙パルプ株式会社に移管、統合一元化を図るなど、 今後も商事機能強化を推進し、より市場に近づくこと で、当社グループの利益の最大化を目指してまいります。

③東日本大震災への対応

当社グループは、電力の安定供給に寄与するため、発電事業の一層の強化を図ってまいります。夏場の電力供給不安に対しては、グループをあげて節電への取り組みを強化し、工場操業につきましても状況に応じて柔軟に対応してまいります。また、当社と王子ネピア株式会社は、昨年5月から、被災地での被災者支援に取り組むNPOなどの活動団体に、活動を支える資金を提供する取り組みを開始するとともに、社員参加による活動団体への協力も実施しております。

④持株会社制への移行

当社は、本年10月1日を目処に持株会社制へ移行すべく、その準備を進めております。持株会社制への移行により、一層のグループ経営効率の最大化、各事業群の経営責任の明確化および意思決定の迅速化を推進してまいります。なお、移行は、本年6月下旬開催予定の当社定時株主総会におけるご承認および必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件に実施いたします。

こうした諸施策により、一段と強い企業集団にステップアップしてまいります。

(6) 企業集団の主要な事業内容

(平成24年3月31日現在)

区 分	主 要 な 事 業 内 容
紙パルプ製品事業	段ボール原紙、白板紙、包装用紙、一般洋紙、雑種紙及びパルプなどの製造並びに販売
紙 加 工 製 品 事 業	段ボール (段ボールシート・段ボールケース)、紙器、粘着紙、家庭用品及び紙袋製品などの加工品の製造並びに販売
そ の 他	木材・緑化事業、不動産事業、コーンスターチ事業、機械事業等

(7) 企業集団の主要な営業所及び工場

	本 社	東京都中央区
当社	営業支社	北海道営業支社(札幌市中央区)、中部営業支社(名古屋市中区)、関西営業支社(大阪市中央区)、九州 営業支社(福岡市博多区)
	工場	釧路工場(北海道釧路市)、苫小牧工場(北海道苫小牧市)、春日井工場(愛知県春日井市)、神崎工場(兵庫県尼崎市)、米子工場(鳥取県米子市)、呉工場(広島県呉市)、富岡工場(徳島県阿南市)、日南工場(宮崎県日南市)
	王子チョダ コンテナー 株 式 会 社	本 社:東京都中央区 工 場:長野工場(長野県安曇野市)、滋賀工場(滋賀県湖南市)、大阪工場(大阪府門真市)、九州北 工場(佐賀県三養基郡上峰町)ほか21工場
	王子ネピア株式会社	本 社:東京都中央区 支 店:東京支店(東京都中央区)、名古屋支店(愛知県春日井市)、大阪支店(大阪市淀川区)ほか 5支店 エ 場:苫小牧工場(北海道苫小牧市)、名古屋工場(愛知県春日井市)、徳島工場(徳島県阿南市)
子会社	王子板紙株式会社	本 社:東京都中央区 営業所:東部営業所(東京都中央区)、中部営業所(名古屋市中区)、西部営業所(大阪市中央区)ほか 2営業所 工 場:釧路工場(北海道釧路市)、祖父江工場(愛知県稲沢市)、大分工場(大分県大分市)、佐賀工 場(佐賀県佐賀市)ほか9工場
	王子特殊紙株式会社	本 社:東京都中央区 営業所:中部営業所(名古屋市中区)、西日本営業所(大阪市中央区) 工 場:江別工場(北海道江別市)、東海工場(静岡県富士市)、中津工場(岐阜県中津川市)、滋賀工 場(滋賀県湖南市)
	森 紙 業株式会社	本 社:京都市南区 工 場:横浜工場 (横浜市戸塚区)、鳥羽工場 (京都市南区)、枚方工場 (大阪府枚方市) 子 会 社:森紙販売株式会社 (京都市南区) ほか23社

⁽注) 1. 当社の富士工場で行っておりました事業を、平成23年10月1日に、吸収分割により当社100%子会社であります王子板紙株式会社に承継しました。 2. 森紙業株式会社は、森紙業グループの事業持株会社であります。

(8) 企業集団及び当社の従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

(平成24年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
紙パルプ製品事業	8,448名	140名增
紙 加 工 製 品 事 業	11,947名	2,836名增
そ の 他	4,288名	280名減
合 計	24,683名	2,696名增

⁽注) 従業員数は嘱託等を含む就業人員を表示しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,685名	160名減	42.7才	22.3年

⁽注) 従業員数は嘱託等を含む就業人員を表示しております。

(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
 王子チヨダコンテナー株式会社	百万円 10,000	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子タック株式会社	1,550	100	紙・樹脂加工品、包装資材及び粘着紙の製造、販売
王子パッケージング株式会社	1,500	100	紙器、合成樹脂容器の製造、販売
王子物流株式会社	1,434	100	倉庫業、トラック輸送及び内航運送取扱
旭洋紙パルプ株式会社	1,300	90.0	紙、合成樹脂、包装資材の売買
王子コーンスターチ株式会社	1,000	60.0	コーンスターチ及び糖化製品の製造、販売
王子ネピア株式会社	800	100	衛生用紙及び紙おむつの製造、販売
王子エンジニアリング株式会社	800	100	各種機械類の設計、製作、据付、整備及び販売
王子不動産株式会社	650	100	不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理
王 子 板 紙 株 式 会 社	600	100	段ボール原紙の製造、販売
王 子 通 商 株 式 会 社	361	100	製紙用原料の売買
王子特殊紙株式会社	350	100	雑種紙、加工品、白板紙及び高級白板紙の製造、販売
森 紙 業 株 式 会 社	310	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子木材緑化株式会社	288	100	木材及び製紙用原料の売買、緑化工事、造林請負
江蘇王子製紙有限公司	百万USドル 911	90.0	紙、パルプの製造、販売
Oji Papéis Especiais Ltda.	百万ブラジル・レアル 409	100	感熱記録紙、ノーカーボン紙の製造、販売
Pan Pac Forest Products Ltd.	百万ニュージーランド・ドル 126	100	営林、植林、伐採及び木材の販売並びにパルプ・木材製品 の製造、販売
Kanzaki Specialty Papers Inc.	百万USドル 34	(100)	感熱記録紙の製造、販売
KANZAN Spezialpapiere GmbH	百万ユーロ 25	94.7	感熱記録紙の製造、販売
Oji Paper (Thailand) Ltd.	百万タイ・バーツ 1,340	100	ノーカーボン紙、感熱記録紙の製造、販売

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万人民元	%	
王子製紙商貿(中国)有限公司	90	90.0	紙・板紙、パルプの売買
	百万マレーシア・リンギット		
GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.	255	(75.0)	段ボール原紙、段ボールシート、段ボールケースの製造、販売

- (注) 1. Oji Papéis Especiais Ltda.および王子製紙商貿(中国)有限公司につきましては、事業規模などを勘案し、当期より重要な子会社として記載しました。
 - 2. () 内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。
 - 3. 百万円未満、百万ドル未満、百万ブラジル・レアル未満、百万ユーロ未満、百万タイ・バーツ未満、百万人民元未満および百万マレーシア・リンギット未満は切り捨てて表示しております。

(10) その他の重要な企業結合の状況

(平成24年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
日伯紙パルプ資源開発株式会社	61,788	(39.8)	ブラジルにおけるパルプ製造会社経営、パルプの売買

- (注) 1. () 内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。
 - 2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(11) 企業集団の主要な借入先及び借入額 (平成24年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	79,142
株式会社みずほコーポレート銀行	78,769
農林中央金庫	36,504
日本生命保険相互会社	32,000
三井生命保険株式会社	31,500

- (注) 1. 上記のほか、シンジケートローンにより、193,125百万円を借り入れております。
 - 2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(12) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況

①当社は、イメージングメディア事業のより一層のグローバル化を図るため、平成23年9月に、ブラジルのフィブリアセルロース株式会社から、同社の100%子会社で感熱記録紙・ノーカーボン紙製造販売を手掛けるピラシカバインダストリアデパペイスエスペシアイスイパルティシィパソニス有限会社の持分100%を取得し、商号を王子パペイスエスペシアイス有限会社といたしました。

②当社は、当社富士工場と王子板紙株式会社富士工場を一体的に運営し効率化を図るため、平成23年10月に、当社富士工場に係る事業を王子板紙株式会社に吸収分割により承継いたしました。

③当社は、グループ経営の効率化を図るため、平成23 年12月に、当社の連結子会社である王子木材緑化株式 会社と株式交換を行い、完全子会社化いたしました。

(13) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の 定めがあるときの権限の行使に関する方針

①利益配分に関する基本的な考え方

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施 策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、株 主の皆様へ可能な限り安定配当を継続することを基本 方針としております。

②期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況 ならびに今後の事業環境等を総合的に勘案し、当社定 款の規定に基づき、平成24年5月14日開催の当社取締役会において、平成24年3月31日を基準日として、1株につき5円と決議する予定であります。

当中間期に実施いたしました中間配当(1株につき5円)と合わせまして、当期年間の配当金は、前期同様、1株につき10円となります。

- (a) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及び その総額

当社普通株式1株につき5円 総額5,011,140,690円

(c) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成24年6月6日

(14) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 当社の株式に関する事項 (平成24年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 2,400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,064,381,817株

(うち自己株式) (62,153,679株)

(3) 当事業年度末の株主数 79,242名 (前期末比7,060名減)

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	57,247	5.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	38,721	3.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	33,444	3.3
株式会社三井住友銀行	31,668	3.2
日本生命保険相互会社	28,508	2.8
株式会社みずほコーポレート銀行	28,498	2.8
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	28,441	2.8
王子製紙グループ従業員持株会	24,521	2.4
全国共済農業協同組合連合会	20,838	2.1
日本紙パルプ商事株式会社	17,372	1.7

⁽注) 1. 当社は、自己株式を62,153千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

^{2.} 持株比率は、自己株式 (62,153千株) を控除して計算しております。

^{3.} 千株未満は切り捨てて表示しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

新株予約権の名称 (割当日)	新株予約権の保有者数	新株予約権の数	新株予約権 の目的となる 株式の種類、数	新株予約権 の行使時の 払込金額	新株予約権 の行使期間
王子製紙株式会社 第1回新株予約権 (取締役用) (平成18年8月15日)	取締役(社外役員を除く) 4名	68個 (新株予約権 1 個につき1,000株)	普通株式 68,000株	1 株当たり 1 円	平成18年8月16日から 平成38年6月30日まで
王子製紙株式会社 第2回新株予約権 (取締役用) (平成19年7月13日)	取締役(社外役員を除く) 5名 監査役 1名※	94個 (新株予約権 1 個につき1,000株)	普通株式 94,000株	1 株当たり 1 円	平成19年7月14日から 平成39年6月30日まで
王子製紙株式会社 第3回新株予約権 (取締役用) (平成20年7月14日)	取締役(社外役員を除く) 5名 監査役 1名※	140個 (新株予約権 1 個につき1,000株)	普通株式 140,000株	1 株当たり 1円	平成20年7月15日から 平成40年6月30日まで
王子製紙株式会社 第4回新株予約権 (取締役用) (平成21年7月13日)	取締役(社外役員を除く) 8名	144個 (新株予約権 1 個につき1,000株)	普通株式 144,000株	1株当たり 1円	平成21年7月14日から 平成41年6月30日まで
王子製紙株式会社 第5回新株予約権 (取締役用) (平成22年7月16日)	取締役(社外役員を除く) 8名	180個 (新株予約権 1 個につき1,000株)	普通株式 180,000株	1株当たり 1円	平成22年7月17日から 平成42年6月30日まで
王子製紙株式会社 第6回新株予約権 (取締役用) (平成23年7月15日)	取締役(社外役員を除く) 10名	219個 (新株予約権 1 個につき1,000株)	普通株式 219,000株	1 株当たり 1 円	平成23年7月16日から 平成43年6月30日まで

⁽注) 1. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

^{2.} 上記※印の監査役が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたもので、監査役在任中に付与されたものではありません。

4 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役(地位、氏名、担当、重要な兼職の状況)

(平成24年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴 木 正一郎	日伯紙パルプ資源開発株式会社代表取締役会長兼務
代表取締役社長※	篠 田 和 久	
代表取締役副社長※	近 藤 晋一郎	機能材カンパニープレジデント、研究、新事業・新製品分掌、 株式会社日本紙パルプ研究所代表取締役社長兼務、 王子特殊紙株式会社取締役
代表取締役副社長※	石 田 隆	生活産業資材カンパニープレジデント、 王子チヨダコンテナー株式会社取締役、 王子ネピア株式会社取締役、王子板紙株式会社取締役、 森紙業株式会社取締役
取 締 役※	橋 本 浩 樹	総務人事本部分掌、内部監査室、安全本部、コンプライアンス室、 王子ヒューマンサポート株式会社管掌
取 締 役※	安 藤 温	生活産業資材カンパニーバイスプレジデント、王子板紙株式会社代表取締役社長兼務、 王子チヨダコンテナー株式会社取締役、森紙業株式会社取締役
取 締 役※	渡 辺 正	印刷情報メディアカンパニープレジデント、洋紙事業本部長、 江蘇王子製紙有限公司董事長兼務、物流分掌、国際営業推進本部管掌、 王子製紙商貿(中国)有限公司董事長
取 締 役※	矢 嶋 進	経営企画本部長兼務、経営管理本部、資源戦略本部分掌、中国事業本部管掌、 GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.取締役
取 締 役※	進藤清貴	統括技術本部長、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務、 生産、環境分掌、王子ビジネスセンター株式会社管掌、王子板紙株式会社取締役
取 締 役※	東剛	機能材カンパニーバイスプレジデント、王子特殊紙株式会社代表取締役社長兼務
取 締 役	竹 内 洋	弁護士
取 締 役	秋 山 收	
常任監査役	神 田 憲 二	(常勤) 王子チヨダコンテナー株式会社監査役、王子エンジニアリング株式会社監査役、 王子不動産株式会社監査役、王子板紙株式会社監査役、王子特殊紙株式会社監査役、 森紙業株式会社監査役
監 査 役	田 井 廣 志	(常勤)
監 査 役	杉原弘泰	弁護士
監 査 役	上 野 健二郎	弁護士

- (注) 1. 取締役 竹内洋、秋山收は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - なお、当社は、両氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 2. 監査役 杉原弘泰、上野健二郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - なお、当社は、両氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 3. 平成23年6月29日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役が異動しました。

就任 取締役 渡辺 正 東 剛

退任 取締役 関口 裕 橋本経男

4. 平成23年6月29日開催の監査役会の決議により、常勤の監査役を次のとおり選定しました。

常任監査役(常勤) 神田憲二

監 査 役(常勤) 田井廣志

- 5. 常任監査役 神田憲二は、当社の財務経理部門の担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6. 監査役 田井廣志は、当社の関連事業部において財務経理関係の経験を、また王子板紙株式会社等の関係会社において財務経理部門の担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 7. 代表取締役会長 鈴木正一郎は、平成24年3月31日をもって、代表取締役会長を辞任により退任し取締役となりました。
- 8. 平成24年4月1日をもって、次のとおり新たに代表取締役会長、代表取締役社長および代表取締役副社長が就任しました。

代表取締役会長 篠田和久

代表取締役社長 進藤清貴

代表取締役副社長 矢嶋 進

- 9. 代表取締役副社長 近藤晋一郎は、平成24年4月1日をもって、王子特殊紙株式会社取締役を辞任により退任しました。
- 10. 取締役 進藤清貴は、平成24年4月1日をもって、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長および取締役ならびに王子板紙株式会社取締役を辞任により退任しました。
- 11. 取締役 東剛は、平成24年4月1日をもって、王子特殊紙株式会社代表取締役社長を辞任により退任し取締役となりました。
- 12. 社外役員の重要な兼職の状況については、18頁の「(4) 社外役員に関する事項」の①の表に記載のとおりです。
- 13. ※印の取締役9名は、執行役員を兼務します。
- 14. 平成24年4月1日付で、執行役員を兼務する取締役の担当を一部変更しました。変更後の担当は、次の「(2) 執行役員の状況」の表に記載のとおりです。

(2) 執行役員の状況

(平成24年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当
社長執行役員	進藤清貴	グループCEO
副社長執行役員	近 藤 晋一郎	研究開発本部、王子エンジニアリング株式会社、新事業・新製品分掌、環境管掌、 株式会社日本紙パルプ研究所代表取締役社長兼務
副社長執行役員	石 田 隆	生活産業資材カンパニープレジデント
副社長執行役員	矢 嶋 進	経営企画本部長兼務、経営管理本部、資源戦略本部分掌、中国事業本部、 王子ビジネスセンター株式会社管掌
専務執行役員	橋 本 浩 樹	総務人事本部分掌、内部監査室、安全本部、コンプライアンス室、 王子ヒューマンサポート株式会社管掌
専務執行役員	安 藤 温	生活産業資材カンパニーバイスプレジデント、王子板紙株式会社代表取締役社長兼務
専務執行役員	渡 辺 正	印刷情報メディアカンパニープレジデント、洋紙事業本部長、 江蘇王子製紙有限公司董事長兼務、物流分掌、国際営業推進本部管掌
専務執行役員	東剛	機能材カンパニープレジデント
常務執行役員	枝 川 知 生	機能材カンパニーバイスプレジデント兼イメージングメディア事業本部長

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	佐 野 成 人	Oji Paper Asia Sdn. Bhd.取締役社長
常務執行役員	渡良司	王子パックスパートナーズ株式会社代表取締役社長兼王子チヨダコンテナー株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	渕 上 一 雄	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント兼新聞用紙事業本部長
常務執行役員	島 村 元 明	資源環境ビジネスカンパニープレジデント兼資源戦略本部長
常務執行役員	小 関 良 樹	統括技術本部長兼王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長
常務執行役員	松尾洋二	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント兼春日井工場長
常務執行役員	青山秀彦	王子物流株式会社代表取締役社長
常務執行役員	田野弘一	生活産業資材カンパニーバイスプレジデント兼白板紙・包装用紙事業本部長
常務執行役員	加来正年	機能材カンパニーバイスプレジデント兼王子特殊紙株式会社代表取締役社長 兼新事業・新製品開発センター長
執 行 役 員	早 野 裕 康	苫小牧工場長
執 行 役 員	山 北 篤 史	新タック化成株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	吉 野 正 樹	呉工場長
執 行 役 員	清 水 紀 暁	王子ネピア株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	石 井 弘 和	王子ネピア株式会社専務取締役
執 行 役 員	野 沢 高 史	王子パックスパートナーズ株式会社専務取締役兼王子チヨダコンテナー株式会社専務取締役
執 行 役 員	平 林 武 文	王子板紙株式会社専務取締役
執 行 役 員	川村隆夫	日南工場長
執 行 役 員	福 井 聡	研究開発本部長兼開発研究所長
執 行 役 員	藤原省二	富岡工場長兼洋紙事業本部副本部長
執 行 役 員	桑 野 由美雄	王子板紙株式会社専務取締役
執 行 役 員	武田芳明	経営管理本部長兼管理部長
執 行 役 員	矢 田 雅 之	総務人事本部長

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	14名 (2名)	637百万円 (30百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	73百万円 (16百万円)
合 計	18名	711百万円

(注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬等の限度額は年額900百万円であります。

(平成18年6月29日第82回定時株主総会決議)

- 2. 株主総会の決議による監査役の報酬等の限度額は年額97百万円であります。 (平成18年6月29日第82回定時株主総会決議)
- 3. 当期末現在の人員は取締役12名、監査役4名であります。
- 4. 支給額には、以下のものを含んでおります。
 - ・当事業年度において計上した役員賞与

取締役 12名 122百万円

監査役 2名 14百万円

・取締役に対するストック・オプションによる報酬額

取締役 12名 68百万円

社外取締役を除く、取締役を対象としております。

- 5. 上記のほか、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額(内規に基づく必要額)
 - 監査役 4名 20百万円(うち社外監査役2名4百万円)
- 6. 上記のほか、平成23年 6 月29日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対する役員退職慰労金

取締役 1名 13百万円

取締役については、退職慰労金制度の廃止に伴い、平成18年6月29日開催の第82回定時株主総会で重任した取締役7名に対し、同総会において、同総会終結の時までの在任期間をもとに退職慰労金を支給することについて、ご承認いただき、その具体的金額、方法などは取締役会にご一任いただきました。

7. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

(平成24年3月31日現在)

	区		分			氏	名		兼 職 状 況
社	外	監	查	役	杉	原	弘	泰	イオンクレジットサービス株式会社 社外監査役
社	外	監	查	役	上	野	健二	二郎	セイノーホールディングス株式会社 社外取締役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	区		分			氏	名		主 な 活 動 状 況
社	外	取	締	役	竹	内		洋	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社	外	取	締	役	秋	Щ		收	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、行政における豊富な経験と幅広い見 識に基づいた発言を行っています。
社	外	監	査	役	杉	原	弘	泰	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に、また、監査役会14回のすべてに出席し、 弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を 行っています。
社	外	監	查	役	上	野	健二	郎	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に、また、監査役会14回のすべてに出席し、 弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を 行っています。

③社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役および社 外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定 により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責 任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠 償責任限度額は、法令が規定する額としております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の会計監査人としての報酬等の額 88百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
 - 2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に 支払うべき報酬等の合計額 221百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
 - 2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債の発行に係るコンフォート・レター作成業務を委託し、対価を支払っています。

(5) 重要な子会社のうち他の監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、旭洋紙パルプ株式会社、森紙業株式会社、江蘇王子製紙有限公司、Oji Papéis Especiais Ltda.、Pan Pac Forest Products Ltd.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、Oji Paper (Thailand) Ltd.、王子製紙商貿(中国)有限公司、GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各 号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査 役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

6 業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に 適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、王子製紙グループ企業行動憲章および王子製紙グループ行動規範を制定し、取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
- ② 代表取締役社長は、法令遵守教育や企業倫理ヘルプライン制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努めます。
- ③ 代表取締役社長は、反社会的勢力との関係を一切 遮断することを目的として社内窓口部署を設置して 社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と 対応します。
- ④ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、 その結果を経営会議に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に 関する体制

社長決定規程に基づく稟議を経て文書取扱規程の制定、改廃を行い、この規程に基づいて文書(電磁的方法によるものを含む。)の保存、管理を行います。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長を議長とする経営会議において、 グループ全体のリスク管理および内部統制システム に関する重要事項の審議および報告、内部統制システム テム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
- ② 代表取締役社長は、取締役会の承認を経てグループリスク管理基本規程の制定、改廃を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの類型に対応した体制の整備を行います。
- ③ 内部監査室は、リスク管理の状況を監査し、その 結果を経営会議に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、経営会議の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中長期経営計画、 年次綜合計画を定めることにより、取締役、使用人 が共有すべき目標、課題を明確化します。
- ② 各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき担当業務に関する具体的な施策を実行し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、取締役会に報告します。効率化を阻害する要因が見つかればこれを排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備します。
- ③ 社長決定規程に基づく稟議を経て職務権限規程の 制定、改廃を行い、使用人の権限と責任を明確にし、 職務の組織的かつ効率的な運営を図ります。

(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、王子製紙グループ企業行動憲章および王子製紙グループ行動規範を制定し、グループ全体が一体となって企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
- ② 代表取締役社長は、経営会議の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中長期経営計画、年次綜合計画を定めることにより、グループ各社の取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。
- ③ グループ経営規程においてグループ内承認手続き を統一的に定め、グループ内牽制の機能を担保しま す。
- ④ 代表取締役社長を議長とする経営会議において、 グループ全体のリスク管理および内部統制システム に関する重要事項の審議および報告、内部統制システム テム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
- ⑤ 内部監査室は、内部統制の状況を監査し、その結果を経営会議に報告します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くこと を求めた場合における当該使用人に関する事項及 び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する体制として監査役室を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置きます。

② 監査役室は監査役会に直属するものとし、監査役室に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の 事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた 事項等については随時報告します。報告の方法につい ては取締役と監査役会との協議により決定します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役が代表取締役や会計監査 人と定期的に意見交換する場を設けます。

なお、当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備についての方針および金融商品取引法に定める内部統制報告制度に対応するため、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」を取締役会において決議しております。

本基本方針のもと、財務報告に係る内部統制を構築 し、併せて当該内部統制の有効性につき評価を行い、 内部統制報告書を取締役会決議を経て作成することと しております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年4月27日に開催された取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。)を下記(1)のとおり定めております。

また、平成23年6月29日開催の第87回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を当該定時株主総会終結から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記(3)に定める特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(注4)に関する対応方針(以下、「本方針」といいます。)を導入しております。

- 注1. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、または(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- 注2. 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1.の(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、または(ii)特定株主グループが、注1.の(ii)の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項

に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

- 注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の 2第1項に規定する株券等を意味します。
- 注4. 上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意した ものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、 大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社の属する製紙産業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当

社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するお それのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う 者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する 者としては適切ではないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して 当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主 共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下 の施策を実施しております。

これらの取り組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

「企業価値向上への取り組み」

紙・板紙およびこれらに関連する市場は、国内需要が成熟化し減少する一方、国内市場とアジア市場が一体化の方向へ急速に進みつつあり、国際市場における競争力および収益力強化が急務となっております。このような経営環境にあって、当社グループは、「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」、「素材・加工一体型ビジネスの確立」、「研究開発型ビジネスの形成による成長」、「資源・環境ビジネスの推進」、「海外ビジネスの拡大」、「商事機能強化」を基本戦略とした

事業構造転換に取り組み、営業利益1,000億円以上、 純利益500億円以上の確保を経営目標としております。

具体的施策として、生活産業資材分野では、平成23 年8月にマレーシアの段ボール製造販売大手である Harta Packaging グループを買収し、同年9月にはべ トナムに、本年2月にはカンボジアに段ボール新工場 の建設を決定するなど、東南アジアにおける総合パッ ケージング事業の拡大を進めております。印刷情報メ ディア分野では、需要構造の変化に対応して、国内の 最適生産体制の構築を進めてまいりましたが、さらな るコストダウンによる国際競争力の強化を図るため、 本年3月に、当社釧路工場2号抄紙機および春日井工 場5号抄紙機の停止を決定いたしました。中国南通プ ロジェクトにつきましては、平成25年に予定している クラフトパルプ製造設備の稼働により、飛躍的に競争 力が向上する見込みです。中国における基幹工場とし て、今後、現地企業との連携も視野に入れ、製紙・紙 加工複合工場を目指してまいります。機能材分野では、 王子特殊紙株式会社滋賀工場において、平成25年の完 成予定でハイブリッド車などに使用されるコンデンサ 用ポリプロピレンフィルム生産設備の増強を計画して おります。さらに、同社江別工場において、広範囲の 新製品を開発し、提案型ビジネスの展開などを図るた め、平成25年の完成予定で6号抄紙機を改造し生産品 種の転換を計画しております。東海地区に生産が集中 している薄葉紙については、生産工場の分散化を行い、 同社東海工場岩渕製造所 4 号抄紙機を停止いたします。 また、稼働率が低い同社江別工場7号抄紙機について も停止いたします。海外においては、平成23年9月、

ブラジルに感熱記録紙・ノーカーボン紙の製造販売拠点を取得し、機能材事業の拡大を図っております。資源・環境ビジネス分野では、平成23年10月、ベトナムの大手家具製造販売会社であるチュンタン社と合弁で、植林・合板・製材など総合林産事業を行う新会社を設立いたしました。また、今般の社会状況に鑑み、当社グループが保有する水力発電所、バイオマスボイラーなどを有効活用し、発電事業の一層の強化を図り、電力の安定供給に寄与してまいります。当社グループは、今後も成長事業へ積極的に経営資源を投入していくとともに、安定・成熟事業における収益基盤強化施策を継続的に推進し、事業構造転換の完遂に向けてまい進してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な 者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支 配されることを防止するための取り組み

①本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

②大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に 定める大規模買付ルールに従って行われることが、当 社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模 買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締 役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会 による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為 を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の 内容によって異なることもあり得るため、大規模買付 者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当 社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご 提出いただくこととします。意向表明書には、大規模 買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国 内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示 していただきます。当社は、この意向表明書の受領後 5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していた だくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交 付します。なお、当初提供していただいた情報だけで は大規模買付情報として不足していると考えられる場 合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提 供をしていただくことがあります。当社取締役会は、 大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

- ③大規模買付行為がなされた場合の対応方針
- (a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合 大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規 模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行 為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルール に従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規 模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、 当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的と して、新株予約権の発行等、会社法その他の法律およ び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、 大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締 役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委 員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受け るものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつ つ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意 見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動 を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが 遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の 正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であ ると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模 買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させ る可能性があります。大規模買付ルールを無視して大 規模買付行為を開始することのないように予め注意を 喚起いたします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合 大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得 る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体 の利益を保護するという観点から、株主の皆様に、こ のような買付行為を受け入れるかどうかの判断のため に必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会 の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受け る機会を保証することを目的とするものです。大規模 買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社 取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようと するものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則とし

て、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもた らすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を 著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- (i)次の①から④までに掲げる行為等により株主全体 の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収 行為を行う場合
 - ①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を 廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利 益を実現する経営を行うような行為
 - ③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務 の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (ii)強圧的二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- (iii)大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利

益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(iv) 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適当であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損しまたは当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の

開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、 特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報 開示を行います。

(d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かおよび発動を停止するかの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報

について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かおよび発動の停止を行うかどうかの判断に当たっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものといたします。なお、特別委員会規程の概要、特別委員会委員の氏名および略歴は、それぞれ別紙3、4のとおりです。

④当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様(大規模 買付者を除きます。)が経済面や権利面で損失を被る ような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が 具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令 および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示 を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対

価として、当社株式の交付を受けることができます。 これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予 約権を発行または取得することとなった際に、法令お よび金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたし ます。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した 場合であっても、当社は、上記③ (c) に従い、新株 予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の 無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当て の効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日ま でに新株予約権を無償にて取得する場合があります。 これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生 じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割 当てを受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以 降)において、当社が新株予約権を無償取得して新株 を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希 釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生 じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株 価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑤大規模買付ルールの有効期限

平成23年6月29日開催の第87回定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られたため、本方針の有効期間は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決 定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、 当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会 社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・ 改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

- (4) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当 社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、 当社の会社役員の地位の維持を目的とするもので ないことについての取締役会の判断およびその判 断に係る理由
- ①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。
- ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(3)①「本方針導入の目的」にて 記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなさ れた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の 皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(3)③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④株主意思を重視するものであること

当社は、本方針の継続について株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、株主総会において、議案としてお諮りしております。株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防 衛策ではないこと

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(別紙1)

大規模買付情報

- 1. 大規模買付者およびそのグループ(ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。) の情報。
 - (1) 名称、資本関係、財務内容
 - (2) (大規模買付者が個人である場合は) 国籍、職歴、当該買収 提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の 団体(以下、「法人」という。) の名称、主要な事業、住所、 経営、運営または勤務の始期および終期
 - (3) (大規模買付者が法人である場合は) 当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - (4) (もしあれば)過去5年間の犯罪履歴(交通違反や同様の軽 微な犯罪を除く。)、過去5年間の金融商品取引法、会社法(これらに類似する外国法を含む。)に関する違反等、その他 コンプライアンス上の重要な問題点の有無
- 2. 大規模買付行為の目的、方法およびその内容。(取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。)
- 3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。)
- 4. 大規模買付行為の資金の裏付け。(資金の提供者(実質的提供者を含む。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)
- 5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
- 6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域 社会その他の当社に係る利害関係者(ステークホルダー)に関す る方針。
- 7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
- 8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

新株予約権の概要

- 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件 取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された 株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式 を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。な お、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予 約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当 てを行う場合とがある。
- 2. 新株予約権の目的である株式の種類および数 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株 予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として 定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行 済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた 株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の 数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う 場合は、所要の調整を行うものとする。
- 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める 日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式 (当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式の数 を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総 数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当 てを行うことがある。

- 4. 各新株予約権の払込金額 無償(金額の払込みを要しない。)
- 5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上 で取締役会が定める額とする。
- 6. 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要 することとする。
- 7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(当社の 株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しな いと当社取締役会が認めたものを除く。)等に行使を認めないこ と等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細につ いては、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

特別委員会規程の概要

- 1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保することを目的として設置される。
- 2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- 3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの 限りでない。
- 4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
 - ②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
- ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が 特別委員会に諮問した事項
- 5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者 (財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその 他の専門家を含む。) の助言を得ることができる。
- 6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
- 7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

特別委員会委員の氏名及び略歴

特別委員会の委員は、以下の3名です。

竹内 洋 (たけうち よう)

略歴

昭和14年9月24日生まれ

昭和41年4月 弁護士登録

平成6年6月 当社監査役

平成19年6月 当社取締役

現在に至る。

※竹内洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

秋山 收(あきやま おさむ)

略歴

昭和15年11月21日生まれ

昭和38年4月 通商産業省入省

平成14年8月 内閣法制局長官

平成16年8月 退官

平成19年6月 当社取締役

現在に至る。

※秋山收氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

杉原 弘泰(すぎはら ひろやす)

略歷

昭和13年5月18日生まれ

昭和38年4月 検事任官

平成11年6月 大阪高等検察庁検事長

平成13年5月 退官、弁護士登録

平成18年6月 当社監査役

現在に至る。

※杉原弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

単位:百万円(単位未満切り捨て)

科目	第88期 (平成24年3月31日現在)	第87期(ご参考) (平成23年3月31日現在)	比較(ご参考)	科目	第88期 (平成24年3月31日現在)	第87期(ご参考) (平成23年3月31日現在)	比較 (ご参考)
資産の部				負債の部			
流動資産	501,207	476,584	24.623	流動負債	634,195	514,808	119,387
現金及び預金	43,881	32,393	11,487	支払手形及び買掛金	216,781	197,419	19,362
受取手形及び売掛金	261,384	255,237	6,146	短 期 借 入 金	336,532	219,331	117,200
有 価 証 券	554	636	△ 81	1年内償還予定社債	160	20,120	△ 19,960
商 品 及 び 製 品	81,394	76,645	4,748	未 払 金	15,430	12,838	2,592
仕 掛 品	15,479	15,862	△ 383	未 払 費 用	46,432	44,437	1,995
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	57,462	51,724	5,737	未 払 法 人 税 等	9,232	10,489	△ 1,256
繰 延 税 金 資 産	14,417	13,021	1,395	そ の 他	9,625	10,172	△ 546
短 期 貸 付 金	8,925	8,215	709	固定負債	537,497	650,119	△ 112,622
未 収 入 金	14,937	19,788	△ 4,851	社 債	120,320	80,300	40,020
そ の 他	7,075	6,099	976	長期借入金	327,707	479,388	△ 151,680
貸 倒 引 当 金	△ 4,304	△ 3,042	△ 1,262	繰延税金負債	18,900	20,617	△ 1,716
固 定 資 産	1,133,785	1,144,342	△ 10,557	再評価に係る繰延税金負債	9,713	11,059	△ 1,345
(有形固定資産)	(882,565)	(891,258)	(△ 8,693)	退職給付引当金	50,398	47,792	2,606
建物及び構築物	200,398	192,035	8,363	役員退職慰労引当金	1,724	1,820	△ 95
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	341,352	305,743	35,609	環境対策引当金特別修繕引当金	1,705 130	1,833 126	△ 127 3
工具、器具及び備品	4,952	5,263	△ 311	特別修繕引当金 長期預り金	2,761	2,877	∆ 116
土 地	233,530	231,037	2,493	そ の 他	4,133	4,304	△ 170
林 地	16,573	16,552	20	負債合計	1,171,692	1,164,928	6,764
植 林 立 木	39,090	38,348	742	純資産の部	1,171,032	1,104,320	0,704
リ ー ス 資 産	5,259	5,356	△ 96	株主資本	477,961	465,948	12,013
建設仮勘定	41,407	96,922	△ 55,515	資 本 金	103,880	103,880	_
(無形固定資産)	(26,411)	(19,604)	(6,807)	資本剰余金	113,012	113,018	△ 6
借地大量	1,110	1,111	△ 1	利 益 剰 余 金	304,432	292,090	12,342
の れ ん	15,427	9,369	6,057	自 己 株 式	△ 43,363	△ 43,040	△ 322
そ の 他	9,874	9,122	752	その他の包括利益累計額	△ 29,653	△ 27,084	△ 2,568
(投資その他の資産)	(224,807)	(233,479)	(△ 8,671)	その他有価証券評価差額金	6,675	5,839	836
投 資 有 価 証 券	175,648	172,421	3,226	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	186	355	△ 168
長期貸付金	4,510	8,701	△ 4,190	土地再評価差額金	5,063	3,557	1,506
長期 前払費用	13,138	12,999	139	為替換算調整勘定	△ 41,579	△ 36,837	△ 4,741
繰 延 税 金 資 産	16,161	23,471	△ 7,310	新 株 予 約 権	346	284	62
そ の 他	17,893	23,297	△ 5,404	少数株主持分	14,644	16,850	△ 2,205
貸倒引当金	△ 2,545	△ 7,412	4,867	純 資 産 合 計	463,299	455,998	7,300
資 産 合 計	1,634,992	1,620,927	14,065	負債及び純資産合計	1,634,992	1,620,927	14,065

連結損益計算書

単位:百万円(単位未満切り捨て)

科 目	第88期 (平成23年4月 1日から) 平成24年3月31日まで)	第87期(ご参考) (平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで)	比較(ご参考)
	1,212,912	1,180,131	32,781
売 上 原 価	945,999	905,967	40,031
	266,912	274,163	△ 7,250
販売費及び一般管理費	213,132	208,722	4,409
	53,780	65,441	△ 11,660
営 業 外 収 益	12,211	12,698	△ 487
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,303	3,949	△ 646
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	3,974	5,354	△ 1,380
雑 収 入 金	4,933	3,395	1,538
営 業 外 費 用	17,615	17,894	△ 278
支 払 利 息	10,318	10,713	△ 394
雑 損 失 金	7,297	7,181	116
経 常 利 益	48,375	60,245	△ 11,869
特 別 利 益	2,655	994	1,661
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,009	69	939
負 の の れ ん 発 生 益	806	497	308
固 定 資 産 売 却 益	768	139	629
その他	70	287	△ 216
特 別 損 失	11,145	22,162	△ 11,016
事業構造改善費用	2,971	8,726	△ 5,754
固 定 資 産 除 却 損	2,368	3,372	△ 1,004
特 別 退 職 金	2,024	1,489	534
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,787	1,773	13
災害による損失	1,494	4,945	△ 3,450
その他	498	1,853	△ 1,354
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	39,885	39,077	808
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	14,194	16,728	△ 2,533
法 人 税 等 調 整 額	3,453	△ 2,539	5,992
少数株主損益調整前当期純利益	22,237	24,888	△ 2,651
少数株主 利益	59	268	△ 209
当期 純 利 益	22,177	24,619	△ 2,442

連結株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

単位:百万円(単位未満切り捨て)

株主資本		
資本金		
当期首残高	10	088,8
当期末残高	10	03,880
資本剰余金		
当期首残高	11	3,018
当期変動額		
自己株式の処分	Δ	6
当期変動額合計	Δ	6
当期末残高	11	3,012
利益剰余金		
当期首残高	29	2,090
当期変動額		
剰余金の配当	Δ	9,883
当期純利益	2	2,177
連結範囲の変動		223
土地再評価差額金の取崩	Δ	175
当期変動額合計	1	2,342
当期末残高	30	4,432
自己株式		
当期首残高	△ 4	13,040
当期変動額		
自己株式の取得	Δ	49
自己株式の処分		18
持分法適用会社による自己株式の取得	Δ	60
持分変動に伴う自己株式の増減	Δ	231
当期変動額合計	Δ	322
当期末残高	△ 4	13,363
株主資本合計		
当期首残高	46	5,948
当期変動額		
剰余金の配当	Δ	9,883
当期純利益	2	2,177
自己株式の取得	Δ	49
自己株式の処分		12
持分法適用会社による自己株式の取得	Δ	60
持分変動に伴う自己株式の増減	Δ	231
連結範囲の変動		223
土地再評価差額金の取崩	Δ	175
当期変動額合計	1	2,013
当期末残高	47	7,961

+E [31] (+E)	11/11/19/99 7 3111 ()
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	5,839
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	836
当期変動額合計	836
当期末残高	6,675
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	355
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 168
当期変動額合計	△ 168
当期末残高	186
土地再評価差額金	
当期首残高 	3.557
当期変動額	,,,,,,
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,506
当期変動額合計	1,506
当期末残高	5,063
<u> </u>	5,000
当期首残高	△ 36.837
当期変動額	△ 30,037
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 4.741
当期変動額合計	△ 4,741 △ 4,741
当期支 制限日刊 	△ 41,579
ョ州木戏画 その他の包括利益累計額合計	△ 41,579
3 当期首残高	△ 27.084
当期変動額	△ 27,004
= 州変動級 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,568
	2,000
当期変動額合計	_,
当期末残高	△ 29,653
新株予約権	00.4
当期首残高	284
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	62
当期変動額合計	62
当期末残高	346
少数株主持分	
当期首残高	16,850
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,205
当期変動額合計	△ 2,205
当期末残高	14,644
純資産合計	
当期首残高	455,998
当期変動額	
剰余金の配当	△ 9,883
当期純利益	22,177
自己株式の取得	△ 49
自己株式の処分	12
持分法適用会社による自己株式の取得	△ 60
持分変動に伴う自己株式の増減	△ 231
連結範囲の変動	223
土地再評価差額金の取崩	△ 175
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 4,712
当期変動額合計	7,300
当期末残高	463,299

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数……128社(前連結会計年度末 113社)

主要な会社名:王子板紙(株)、王子特殊紙(株)、王子ネピア(株)、王子チョダコンテナー(株)、森紙業(株)、王子物流(株)、王子エンジニアリング(株)、王子不動産(株)、王子タック(株)、王子木材緑化(株)

当連結会計年度における連結子会社の異動状況は次のとおりです。 (増加) 21社 HPI Resources Bhd、Harta Packaging Industries (Malacca) Sdn Bhd, Harta Distribution Network Sdn Bhd, Harta Fleksipak Sdn Bhd, Cabaran Minda Sdn Bhd, Chiga Light Industries Sdn Bhd, K.H.Chan Trading Sdn Bhd, Cabaran Perspektif Sdn Bhd, Kempas Teknik Sdn Bhd, Sierra Selection Sdn Bhd, Parit Raja United Transport Sdn Bhd, Trio Paper Mills Sdn Bhd, Harta Packaging Industries Sdn Bhd, HPI Resources (Overseas) Sdn Bhd, Harta Packaging Industries (Perak) Sdn Bhd, Harta Packaging Industries (Selangor) Sdn Bhd, Harta Packaging Industries (Cambodia) Limited, Yuen Foong Yu Paper Manufacturing Sdn Bhd、王子 パペイス エスペシ アイス有限会社、フジ(株)、Ojitex Haiphong Co.,Ltd.

(減少) 6社 UK BIOPRODUCTS SDN. BHD., UKB International Pte.Limited、UK WELLNESS SDN. BHD., UK WELLNESS MARKETING SDN. BHD., OH Ilford USA, Inc., KSシステムズ㈱

(2) 非連結子会社の数……140社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、全体の総資産、売上高、 当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等が、連 結会社合計の総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益 剰余金(持分相当額)等に比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重 要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の関連会社の数………14社(前連結会計年度末 13社) 主要な会社名:日伯紙パルブ資源開発㈱、㈱ユボ・コーポレーショ ン、国際紙パルブ商事㈱

当連結会計年度における持分法適用の関連会社の異動状況は次のと

おりです。

(増加) 1社 Harta Land Limited

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社……140社

関連会社 61社

上記の非連結子会社及び関連会社は、全体の当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等が、連結会社合計の当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等に比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が12月末の会社は、アピカ㈱、Oji Paper USA Inc., Kanzaki Specialty Papers Inc., Oji Paper (Thailand) Ltd.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、江蘇王子製紙有限公司、 (株)アイパックス、王子製紙ネピア (蘇州) 有限公司、蘇州王子包装 有限公司、Oji InterTech Inc.、Oji Label (Thailand) Ltd.、B&C International Co.,Ltd.、Ojitex (Vietnam) Co.,Ltd、王子製紙商貿(中 国) 有限公司、Paperbox Holdings Limited、GS PAPER & PACKAGING SDN. BHD., IDEAL MERIDIAN SDN. BHD., GS PAPERBOARD SDN. BHD., GS PACKAGING INDUSTRIES (M) SDN. BHD., GS UTILITIES & SERVICES SDN. BHD., PERSIS HIJAU SDN. BHD.、GS SALES & MARKETING SDN. BHD.、王子 製紙国際貿易(上海)有限公司、HPI Resources Bhd、Harta Packaging Industries (Malacca) Sdn Bhd, Harta Distribution Network Sdn Bhd, Harta Fleksipak Sdn Bhd, Cabaran Minda Sdn Bhd, Chiga Light Industries Sdn Bhd, K.H.Chan Trading Sdn Bhd, Cabaran Perspektif Sdn Bhd, Kempas Teknik Sdn Bhd, Sierra Selection Sdn Bhd, Parit Raja United Transport Sdn Bhd, Trio Paper Mills Sdn Bhd, Harta Packaging Industries Sdn Bhd, HPI Resources (Overseas) Sdn Bhd, Harta Packaging Industries (Perak) Sdn Bhd, Harta Packaging Industries (Selangor) Sdn Bhd, Harta Packaging Industries (Cambodia) Limited, Yuen Foong Yu Paper Manufacturing Sdn Bhd、王子 パペイス エスペシ アイス有限会社、Ojitex Haiphong Co.,Ltd.です。

決算日が3月20日の会社は、森紙業㈱、森紙販売㈱、京都森紙業㈱、仙台森紙業㈱、鳥取森紙業㈱、北海道森紙業㈱、常陸森紙業㈱、群馬森紙業㈱、新潟森紙業㈱、北陸森紙業㈱、長野森紙業㈱、静岡森紙業㈱、東海森紙業㈱、四国森紙業㈱、九州森紙業㈱、大井製紙㈱、東北森紙業㈱です。

UNITED KOTAK BERHAD、UK PACKAGING INDUSTRIES SDN. BHD.、RICHBOX PAPER PRODUCTS(M)SDN. BHD.、SUPERPAC MANUFACTURING SDN. BHD.は決算日を3月末日から12月末日に変更し、連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しています。

なお、上記連結子会社について、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

- 4. 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算期末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直入法によ り処理し、売却原価は移動平均法により 算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く)、当社富岡工場の機械装置及び一部の連結子会社については定額法)

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金

当連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給 付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において 発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定

額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。

③ 役員退職慰労引当金

当社は、監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しています。連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しています。

④ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しています。

また、廃棄物処分場の埋め立て終了後の維持管理費用に充てるため、 その所要見込額を埋め立て終了までの期間配分により計上していま す。

⑤ 特別修繕引当金

石油貯槽の定期修繕費用に充てるため、その所要見込額を次回定期 修繕までの期間配分により計上しています。

- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、 振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップに ついては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用し ています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

 ヘッジ手段
 ヘッジ対象

 先物為替予約
 外貨建金銭債権債務

 金利スワップ
 借入金及び貸付金

 商品スワップ
 電力

③ ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で 発生する為替変動リスク、金利変動リスク及び原材料の価格変動リ スクをヘッジすることとしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末に、個別取 引ごとのヘッジ効果を検証していますが、ヘッジ手段とヘッジ対象 の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の 場合は、本検証を省略することとしています。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

追加情報

1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用 当連結会計年度より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基 準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及 び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

2. 連結納税

当社及び一部の連結子会社は、平成25年3月期より連結納税制度の適用を受けることについて、国税庁長官の承認を受けました。なお、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っています。

連結貸借対照表に関する注記

- 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- (1) 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	2,114百万円
建物及び構築物	17,435百万円
機械装置及び運搬具	7,894百万円
土地	14,356百万円
植林立木	14,188百万円
投資有価証券	2,784百万円
長期貸付金(1年内回収予定額を含む)	3,149百万円
その他	7,232百万円
計	69,155百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金7.423百万円長期借入金7.338百万円支払手形及び買掛金335百万円割引手形613百万円計15.711百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,178,227百万円

(減損損失累計額を含む)

3. 保証債務

日伯紙パルプ資源開発㈱	3,804百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,279百万円
PT. Korintiga Hutani	3,047百万円
その他	8,570百万円
計	18,701百万円

4. 受取手形割引高

6,827百万円 28百万円

受取手形裏書譲渡高

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。・再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年

3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定め る固定資産税評価額及び同条第4号に定める地 価税の課税価格の基礎となる土地の価額に基づ いて算出

- ・再評価を行った年月日………平成14年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後 の帳簿価額との差額・・・・・・・・・・ △474百万円

連結損益計算書に関する注記

事業構造改善費用は、当連結会計年度において、当社釧路工場および春 日井工場の抄紙設備の停止を決定したことに伴う当該資産の減損処理額 その他です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 1,064,381,817株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 77.353.510株

- 3. 配当に関する事項
- (1) 当連結会計年度中の剰余金配当支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月12日 取締役会	普通 株式	5,011	5.0	平成23年3月31日	平成23年6月7日
平成23年11月4日 取締役会	普通 株式	5,011	5.0	平成23年9月30日	平成23年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月14日 取締役会	普通 株式	5,011	利益 剰余金	5.0	平成24年3月31日	平成24年6月6日

4. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,005,000株

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

454円20銭

2. 1株当たり当期純利益

22円46銭

(期中平均株式数により算出しています。)

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を預金等安全性 の高い金融商品で運用することに限定しており、投機的な運用は行わ ない方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、各営業部門が主要取引先の状況を、適宜、モニタリングし、状況に応じて信用調査等を行うことにより、軽減を図っています。

投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して、適宜、 保有状況を見直しています。

借入金のうち、短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、 長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の長期借 入金の一部は、デリバティブ取引 (金利スワップ取引) を利用して支 払金利を固定化することにより、リスクヘッジを図っています。デリ バティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ等を目的とした金利スワップ取引、並びに購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であり、デリバティブ管理基準に基づき取引を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	43,881	43,881	-
(2) 受取手形及び売掛金 (3) 短期貸付金 貸倒引当金	261,384 8,925 △4,304		
	266,004	266,004	_
(4) 長期貸付金 貸倒引当金	4,510 △2,545		
	1,965	2,030	64
(5) 有価証券及び投資有価証券 ①満期保有目的の債券 ②関連会社株式 ③その他有価証券	726 3,229 65,005	728 1,513 65,005	2 △1,715 –
(6) 支払手形及び買掛金	(216,781)	(216,781)	-
(7) 短期借入金	(173,349)	(173,349)	_
(8) 社債	(120,480)	(122,144)	1,664
(9) 長期借入金	(490,890)	(497,881)	6,991
(10)デリバティブ取引	314	314	_

- (*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に 関する事項
 - (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 短期貸付金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似している ことから、当該帳簿価額によっています。
 - (4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

- (5) 有価証券及び投資有価証券
 - これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券 は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によってい ます。
- (6) 支払手形及び買掛金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、1年内返済予定の長期借入金(連結貸借対照表計上額163,182百万円)は、(9)長期借入金に含めています。

(8) 社債

当社が発行する社債の時価は、市場価格(公社債店頭売買参考統計値)に基づき算定しています。また、1年内償還予定の社債(連結貸借対照表計上額160百万円)も含めています。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。金利スワップを利用した借入金については、金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(10)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入金を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。また、1年内返済予定の長期借入金(連結貸借対照表計上額163,182百万円)も含めています。

(10)デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定する方法によっています。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています(上記(9)参照)。

(注2) 非上場株式及び出資金等(連結貸借対照表計上額107,241百万円)は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 ③その他有価証券」には含めていません。

賃貸等不動産に関する注記

「賃貸等不動産に関する注記」は、連結決算上、重要性が乏しいため、 記載を省略します。

取得による企業結合に関する注記

- 1. 企業結合の概要
- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ピラシカバ インダストリア デ パペイス エス ペシアイス イ バルティシィパソニス有限会社

事業の内容 感熱紙、ノーカーボン用紙他の製造、販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は持分取得の相手先であるフィブリアセルロース株式会社(以下「フィブリア社」)に対し1989年から感熱紙、ノーカーボン用紙の技術 供与を継続しており、ピラシカバ インダストリア デ パペイス エスペシアイス イ パルティシィパソニス有限会社はフィブリア社の感熱 紙、ノーカーボン用紙の製造販売の拠点です。今回の持分取得により、当社グループのイメージングメディア事業は、日本、アジア、北米、欧州に続き、南米での拠点を得ることとなり、より一層のグローバル 化を図れることとなります。

(3) 企業結合日

平成23年9月29日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 持分取得後の企業の名称

王子 パペイス エスペシアイス有限会社

(6) 取得した議決権比率

100%

- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠 当社による現金を対価とする株式取得であるため。
- 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間 平成23年10月1日から平成23年12月31日
- 3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 594,845千レアル 取得に要した費用 323百万円

- 4. 取得原価の配分に関する事項
- (1) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な 内訳

流動資産	7,180百万円
固定資産	15,447百万円
資産合計	22,628百万円
流動負債	2,051百万円
固定負債	888百万円
負債合計	2,939百万円

- (2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - ① 発生したのれんの金額 141,001千レアル
- ② 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しています。

③ 償却期間及び償却方法 13年間の均等償却

貸借対照表

単位:百万円(単位未満切り捨て)

科目	第88期	第87期 (ご参考) (平成23年3月31日現在)	比較(ご	(参考)	科目	第88期 (平成24年3月31日現在)	第87期 (ご参考) (平成23年3月31日現在)	比較 (ご参考)
No. 10	(下版24年3月31日現在)	(干成20年0月31日%社)			6 M = 40	(干成24年3月31日現在)	(下成20年3月31日兆年)	
資産の部	0.40.700	044.050			負債の部	440.000	000 500	440.050
流動資産	340,738	341,350		611	流動負債 支払手形	449,863 237	336,509 235	113,353 1
現金及び預金	6,271	4,489	1	,781	支 払 手 形 買 掛 金	89,442	76,324	13,117
受 取 手 形 売 掛 金	693	802		109	短期借入金	333,796	212,725	121,070
	58,974 0	65,700 0	△ 0,	,726 0	1年内償還予定社債	- 000,730	20,000	△ 20,000
有価証券 商品及び製品	26,598	27,274	\triangle	675	未 払 金	4,583	4,524	<u> </u>
販売用不動産	20,596	14		0/5	未払費用	18,586	18,550	36
型	18,221	17,824		397	未払法人税等	530	246	284
位 掛 品	5,363	6,322		959	災害損失引当金	66	936	△ 870
新 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4,925	3,927		997	そ の 他	2.619	2.966	△ 347
新	7,963	5,927 5,008		.955	固定負債	454,669	572,922	△ 118,252
短期貸付金	193,428	199,267	1	,839	社	120,000	80,000	40,000
未 収 入 金	24,688	199,267		,009 ,207	長期借入金	310,467	469,098	△ 158,631
その他	2,611	1,414		,207	長 期 未 払 金	145	650	△ 505
貸 倒 引 当 金	△ 9.017	△ 10,178	1	,161	リース債務	5	17	△ 11
固定資産	918,267	916,634		,633	退職給付引当金	22,873	21,998	874
(有形固定資産)	(358,392)	(398,156)	(\triangle 39.		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	73	52	20
建物	70,785	74,857		,703,	環 境 対 策 引 当 金	925	929	△ 3
構 築 物	20,688	21,830		,141	特 別 修 繕 引 当 金	107	94	13
機械及び装置	141,677	174,486	1	.809	長期預り金	72	81	△ 8
車両運搬具	54	94	△ 52,	39	負 債 合 計	904,533	909,432	△ 4,898
工具、器具及び備品	1,980	2,238		257	純資産の部			
土土地	84,224	84,131		92	株主資本	347,157	341,855	5,301
林 地	15,609	15,611	\triangle	2	(資本金)	(103,880)	(103,880)	(-)
植林立木	23,010	23,145		135	(資本剰余金)	(110,155)	(110,162)	(△ 7)
リース資産	12	24	\triangle	12	資本準備金	108,640	108,640	
建設仮勘定	348	1,734		,385	その他資本剰余金	1,515	1,522	△ 7 (5.000)
(無形固定資産)	(2,254)	(3,214)		960)	(利益剰余金) 利益準備金	(168,791)	(163,452)	(5,339)
ソフトウェア	1,969	2,911	'	941		24,646	24,646	_
そ の 他	285	303		18	原 木 単 価 調 整 準 備 金 従業員退職手当積立金	2,800 411	2,800 411	_
(投資その他の資産)	(557,620)	(515,262)		.357)	世 未 貝 返 順 于 ヨ 損 立 金 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	14,710	21.468	△ 6,758
投資有価証券	67,954	69,930		,976	特別償却準備金	14,710	1,321	△ 0,738 △ 1,321
関係会社株式	289,816	272,727	1	,088	海外投資等損失準備金	705	723	△ 1,321 △ 17
出資金	172	174		2	別途積立金	98,518	98,518	
関係会社出資金	129,157	103,420	25.	,737	繰越利益剰余金	26,998	13,562	13,436
長期貸付金	52,130	43,232	1	,897	(自己株式)	(\triangle 35,671)	(\triangle 35,640)	(△ 30)
長期前払費用	1,676	2,015		338	評価・換算差額等	6,969	6,412	556
前払年金費用	8,777	9,992	△ 1,	,214	その他有価証券評価差額金	6,968	6,284	684
繰 延 税 金 資 産	4,832	10,105		,273	繰延ヘッジ損益	0	128	△ 128
そ の 他	3,252	7,731	△ 4,	,479	新 株 予 約 権	346	284	62
貸 倒 引 当 金	△ 150	△ 4,069		,919	純 資 産 合 計	354,472	348,552	5,920
資 産 合 計	1,259,005	1,257,984	1,	,021	負債及び純資産合計	1,259,005	1,257,984	1,021

損益計算書

単位:百万円(単位未満切り捨て)

科目	第88期 (平成23年4月 1日から) 平成24年3月31日まで)	第87期(ご参考) (平成22年4月 1日から) 平成23年3月31日まで)	比較(ご参考)	
—————————————————————————————————————	458,400	480,100	△ 21	,699
売 上 原 価	356,412	372,391	△ 15	,979
	101,988	107,708	△ 5	,720
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	93,194	94,314	Δ 1	,120
営業利益	8,794	13,394	△ 4	,600
営 業 外 収 益	29,393	31,237	△ 1	,843
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,951	20,065	△ 2	2,114
推 収 入 金	11,442	11,171		270
営 業 外 費 用	15,574	15,368		205
支 払 利 息	9,595	10,243	\triangle	647
推 損 失 金	5,979	5,125		853
経常利益	22,612	29,262	△ 6	,649
特 別 利 益	3,385	183	3	,202
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,722	134	1	,588
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,016	_	1	,016
固定資産売却益	647	49		597
特 別 損 失	7,684	18,635	△ 10	,951
事業構造改善費用	1,985	7,936	△ 5	,950
特 別 退 職 金	1,580	1,263		316
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,045	1,579	\triangle	534
固定資産除却損	1,031	1,509	\triangle	478
災 害 に よ る 損 失	909	2,669	Δ 1	,759
関係 会社 株式 評価 損	788	127		661
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-	3,443	△ 3	,443
そ の 他	343	106		236
税 引 前 当 期 純 利 益	18,313	10,810	7	,503
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	64	187	Δ	123
法 人 税 等 調 整 額	2,887	△ 829	3	3,717
当期純利益	15,362	11,452	3	,909

株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

単位:百万円(単位未満切り捨て)

株主資本	
資本金	
当期首残高	103,880
当期末残高	103,880
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	108,640
当期末残高	108,640
その他資本剰余金	
当期首残高	1,522
当期変動額	
自己株式の処分	△ 7
当期変動額合計	_
当期末残高	1,515
資本剰余金合計	1,010
当期首残高	110,162
	110,162
当期変動額	
自己株式の処分	<u> </u>
当期変動額合計	△ 7
当期末残高	110,155
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	24,646
当期末残高	24,646
その他利益剰余金	
原木単価調整準備金	
当期首残高	2.800
当期末残高	2,800
従業員退職手当積立金	_,
当期首残高	411
当期末残高	411
固定資産圧縮積立金	411
当期首残高	01 460
	21,468
当期変動額	0.57
固定資産圧縮積立金の繰入	357
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 8,260
実効税率変更に伴う準備金の増加	1,144
当期変動額合計	△ 6,758
当期末残高	14,710
特別償却準備金	
当期首残高	1,321
当期変動額	
特別償却準備金の取崩	△ 1,321
当期変動額合計	△ 1,321
当期末残高	_
海外投資等損失準備金	
当期首残高	723
当期変動額	, 20
海外投資等損失準備金の取崩	△ 62
	45
	40
実効税率変更に伴う準備金の増加	^ 17
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計	△ 17
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期末残高	△ 17 705
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期未残高 別途積立金	705
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期末残高 別途積立金 当期首残高	705 98,518
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期末疾高 別途積立金 当期首残高 当期末残高	705
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期末表高 別途積立金 当期首残高 当期末残高 維越利益剰余金	705 98,518 98,518
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期末残高 別途積立金 当期首残高 当期末残高 繰越利益剰余金 当期首残高	705 98,518
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期末残高 別途積立金 当期首残高 当期末残高 繰越利益剰余金 当期首残高 当期強減高 当期変動額	705 98,518 98,518 13,562
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期末表高 当期末表高 別途積立金 当期首残高 当期末残高 維越利益剰余金 当期前残高 当期質弱面 当期変動額 固定資産圧縮積立金の繰入	705 98,518 98,518 13,562 \triangle 357
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期未残高 別途積立金 当期首残高 当期末残高 終越利益剰余金 当期首残高 当期変動額 固定資産圧縮積立金の繰入 固定資産圧縮積立金の即崩	705 98,518 98,518 13,562 \triangle 357 8,260
実効秘率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期末残高 別途積立金 当期首残高 当期末残高 繰越利益剰余金 当期首残高 当期変動額 固定資産圧縮積立金の繰入 固定資産圧縮積立金の取崩 特別償却準備金の取崩	705 98,518 98,518 13,562 \triangle 357
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期未残高 別途積立金 当期首残高 当期末残高 終越利益剰余金 当期首残高 当期変動額 固定資産圧縮積立金の繰入 固定資産圧縮積立金の即崩	705 98,518 98,518 13,562 \triangle 357 8,260
実効秘率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期末残高 別途積立金 当期首残高 当期末残高 繰越利益剰余金 当期首残高 当期変動額 固定資産圧縮積立金の繰入 固定資産圧縮積立金の取崩 特別償却準備金の取崩	705 98,518 98,518 13,562 △ 357 8,260 1,321
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期末表高 当期末表高 別途積立金 当期首残高 当期末残高 維越利益剰余金 当期首残高 当期質動額 固定資産圧縮積立金の繰入 固定資産圧縮積立金の取崩 特別償却準備金の取崩 海外投資等損失準備金の取崩	705 98,518 98,518 13,562 △ 357 8,260 1,321 62 △ 1,190
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期末残高 別途積立金 当期首残高 当期末残高 維越利益與余金 当期首残高 当期変動額 固定資産圧縮積立金の繰入 固定資産圧縮積立金の取崩 特別慣却準備金の取崩 特別関却準備金の取崩 海外投資等損失準備金の取崩 実効税率変更に伴う準備金の増加	705 98,518 98,518 13,562 △ 357 8,260 1,321 62
実効税率変更に伴う準備金の増加 当期末表高 別途積立金 当期首残高 別途積立金 当期首残高 総裁利益剰余金 当期首残高 過距資産圧縮積立金の繰入 固定資産圧縮積立金の取崩 特別情知準備金の取崩 海外投資等損失準備金の取崩 実効税率変更に伴う準備金の増加 剰余金の配当 当期純利益	705 98,518 98,518 13,562 △ 357 8,260 1,321 62 △ 1,190 △ 10,023 15,362
実効秘率変更に伴う準備金の増加 当期変動額合計 当期末残高 別途積立金 当期首残高 当期末残高 繰越利益剩余金 当期首残高 当期変動額 固定資産圧縮積立金の繰入 固定資産圧縮積立金の即崩 特別償却準備金の取崩 特別償却準備金の取崩 実効税率変更に伴う準備金の増加 剰余金の配当	705 98,518 98,518 13,562 △ 357 8,260 1,321 62 △ 1,190 △ 10,023

その他利益剰余金合計	
当期首残高	138,805
当期変動額	
剰余金の配当	△ 10,023
当期純利益	15,362
当期変動額合計	5,339
当期末残高	144,145
利益剰余金合計	
当期首残高	163,452
当期変動額	
剰余金の配当	△ 10,023
当期純利益	15,362
当期変動額合計	5,339
当期末残高	168,791
自己株式	
当期首残高	△ 35,640
当期変動額	
自己株式の取得	△ 49
自己株式の処分	19
当期変動額合計	△ 30
当期末残高	△ 35,671
株主資本合計	
当期首残高	341,855
当期変動額	
剰余金の配当	△ 10,023
当期純利益	15,362
自己株式の取得	△ 49
自己株式の処分	12
当期変動額合計	5,301
当期末残高	347,157
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0.004
当期首残高	6,284
当期変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	684
当期変動額合計	684
当期末残高	6,968
繰延ヘッジ損益	100
当期首残高 当期変動額	128
ョ州変動領 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	△ 128
	△ 128
当州支到銀石司 当期末残高	0
ヨガイス同 評価・換算差額等合計	0
当期首残高	6,412
当期変動額	0,412
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	556
当期変動額合計	556
当期末残高	6,969
新株予約権	0,000
当期首残高	284
当期変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	62
	62
当期変動額合計	
当期変動額合計 当期末残高	346
当期変動額合計	
当期変動額合計 当期末残高 純資産合計	346
当期変動額合計 当期末残高 純資産合計 当期首残高	346
当期変動額合計 当期末残高 純資産合計 当期首残高 当期変動額	346 348,552 \triangle 10,023
当期変動額合計 当期末残高 純資産合計 当期首残高 当期変動額 剰余金の配当	346 348,552
当期変動額合計 当期末残高 純資産合計 当期首残高 当期変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得	346 348,552 \$\triangle 10,023 15,362
当期変動額合計 当期末残高 純資産合計 当期首残高 当期変動額 剰余金の配当 当期純利益	346 348,552 \$\triangle 10,023 15,362 \$\triangle 49\$
当期変動額合計 当期末残高 純資産合計 当期首残高 当期変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 自己株式の処分	348,552 △ 10,023 15,362 △ 49 12 618
当期変動額合計 当期末残高 純資産合計 当期首残高 当期変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 自己株式の処分 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	348,552 \$\triangle 10,023\$ \$15,362\$ \$\triangle 49\$ \$12\$

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券……。償却原価法

関係会社株式……・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価 差額は全部純資産直入法により処理し、売

却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ………時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

………主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下 に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した 建物 (附属設備を除く)、および富岡工場 の機械装置については定額法を採用してい ます。

無 形 固 定 資 産……定額法

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に

係るリース資産については、リース期間を 耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 を採用しています。なお、リース取引開始 日が企業会計基準第13号「リース取引に関 する会計基準 | の適用初年度開始前のリー ス取引については、通常の賃貸借取引に係 る方法に準じた会計処理によっています。 また、所有権移転ファイナンス・リース取

引に係るリース資産はありません。

5. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……当事業年度末現在に有する債権の貸倒れに

よる損失に備えるため、一般債権について は貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債 権等の特定の債権については個別に同収可 能性を検討し、回収不能見込額を計上して います。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年

度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき、当事業年度末において発 生していると認められる額を計上していま

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平 均残存勤務期間による定額法により費用処 理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員 の平均残存勤務期間による定額法により翌 期から費用処理しています。

役員退職慰労引当金……監査役の退職慰労金の支給に備えるため、 内規に基づく必要額を計上しています。

環境対策引当金……「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理

の推進に関する特別措置法 により、今後 発生が見込まれるPCR廃棄物の処理費用に 充てるため、その所要見込額を計上してい ます。

また、廃棄物処分場の埋め立て終了後の維 持管理費用に充てるため、その所要見込額 を埋め立て終了までの期間配分により計上 しています。

特 別 修 繕 引 当 金……石油貯槽の定期修繕費用に充てるため、そ の所要見込額を次回定期修繕までの期間配 分により計上しています。

災害損失引当金……東日本大震災により被災した資産の復旧費

用等の支出に備えるため、その所要見込額 を計上しています。

- 6. ヘッジ会計の方法………特例処理の要件を満たす金利スワップにつ いては特例処理によっています。
- 7. 消費税等の会計処理……税抜方式によっています。

追加情報

- 1. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 | (企業会計基準第24号 平成21年12月4日) 及び「会計上の変更及び誤 謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24 号 平成21年12月4日) を適用しています。
- 2 連結納税

当社及び一部の連結子会社は、平成25年3月期より連結納税制度の適 用を受けることについて、国税庁長官の承認を受けました。なお、当 事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当 面の取扱い(その1)|(実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を 適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)|(実務対 応報告第7号) に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理 を行っています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

 有形固定資産
 446百万円

 関係会社株式
 2,234百万円

 長期貸付金(1年内回収予定額を含む)
 3,149百万円

 計
 5,830百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年内返済予定額を含む) 3.916百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1.293.257百万円

(減損損失累計額を含む)

3. 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権 266,029百万円 関係会社に対する長期金銭債権 52,373百万円 関係会社に対する短期金銭債務 83,355百万円 関係会社に対する長期金銭債務 28百万円

4. 保証債務等

GS PAPER&PACKAGING SDN. BHD.	7,320百万円
江蘇王子製紙有限公司	4,252百万円
日伯紙パルプ資源開発㈱	3,772百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,279百万円
PT. Korintiga Hutani	3,047百万円
その他	10,814百万円
計	32,487百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

The state of the s	
関係会社に対する売上高	186,303百万円
関係会社からの仕入高	173,514百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	26,266百万円
うち関係会社からの受取配当金収入	12,839百万円
うち関係会社からの経営指導料収入	8,628百万円
その他	4,799百万円

2. 事業構造改善費用は、当事業年度において、当社釧路工場および春日 井工場の抄紙設備の停止を決定したことに伴う当該資産の減損処理額 その他です。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数 普通株式

62,153,679株

税効果会計に関する注記

- 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
- (1) 繰延税金資産

減価償却超過額	8,414百万円
退職給付引当金	8,058百万円
株式評価減	6,354百万円
繰越欠損金	4,866百万円
貸倒引当金	3,295百万円
未払賞与	1,619百万円
その他	2,672百万円_
繰延税金資産小計	35,281百万円
評価性引当額	△ 10,198百万円
繰延税金資産合計	25,082百万円

(2) 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	\triangle	8,161百万円
その他有価証券評価差額金	\triangle	3,716百万円
海外投資等損失準備金	\triangle	408百万円
繰延ヘッジ損益	\triangle	0百万円
繰延税金負債合計	\triangle	12,286百万円

繰延税金資産の純額 12,796百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因 となった主な項目別の内訳

法定実効税率		40.7%
(調整)		
交際費の永久損金不算入		1.0%
受取配当金の永久益金不算入	\triangle	30.1 %
評価性引当額	\triangle	3.8%
税率差		6.4%
その他		2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		16.1%

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等 (単位:百万円)

日州	人社体の欠私	議決権等の	関係内容		取引の中容	取引入 姻	4) [7]	押十珠六		
属性	会社等の名称	所有割合	役員の兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額	科目 	期末残高		
				資金貸付 (貸付増)	10,203	短期貸付金	66,564			
連結	王 子 板 紙 ㈱ 直接: 100% 当社役員が兼任 投 ボール 原 紙・板紙の製造・販売	役員が兼任「段ボール原紙・	経営指導料	5,652	_	_				
子会社		旦後・100%	4人 板紙の製造・販売	板紙の製造・販売	原燃料の 購入立替他	38,602	未収入金	13,679		
				紙製品の仕入	36,897	買掛金	15,237			
連 結 子 会 社	王子特殊紙㈱	直接: 100%	当社役員が兼任 3人	紙・パルプ製品の 製 造 ・ 販 売	資金貸付 (貸付減)	1,971	短期貸付金	19,300		
連結			Je t. S.		业 材 役員 が 華 仁	当社の保有する	資金貸付 (貸付減)	5,958	短期貸付金	18,491
連 結子会社	王子不動産㈱	直接:100%	当社役員が兼任 当社の保有する 資産の活用	土地の売却 売却代金 売却益	136 120	_	-			
連 結 子 会 社	江蘇王子製紙有 限 公 司	直接: 90%	当社役員が兼任 1人	紙・パルプ製品の 製 造 ・ 販 売	資金貸付 (貸付増)	9,048	長期貸付金	42,769		
関 連会 社	国 際 紙パルプ商事(株)	直接:19.6% 間接: 1.6%	なし	当 社 製 品 の 主 要 代 理 店	紙製品の販売	106,053	売掛金	4,549		

- 注1 上記の金額のうち、取引金額には消費税及び地方消費税を含まず、期末残高には消費税及び地方消費税が含まれています。
- 注2 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - ① 資金の貸付については、市場金利を勘案して貸付利率を合理的に決定しています。 なお、無担保での運用です。
 - ② 経営指導料については、経営及び業務支援の対価として請求しております。
 - ③ 紙製品の仕入・販売については、市場価格を勘案して一般取引と同様に決定しています。
 - ④ 土地の売却については、近隣の取引実勢に基づいて決定しています。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

353円34銭

2. 1株当たり当期純利益

15円33銭

(期中平均株式数により算出しています。)

連結配当規制適用会社

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

王子製紙株式会社 取締役会 御中

平成24年5月7日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 清 吾 ⑪ 指定有限責任社員 公認会計士 村 山 憲 二 ⑪ 指定有限責任社員 公認会計士 村 山 憲 二 ⑪ 指定有限責任社員 公認会計士 島 村 哲 ⑪

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、王子製紙株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全 体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、王子 製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点 において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監查人監查報告書謄本

独立監査人の監査報告書

王子製紙株式会社 取締役会 御中

平成24年5月7日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 清 吾 印 指定有限責任社員 公認会計士 村 山 憲 二 印 指定有限責任社員 公認会計士 村 山 憲 二 印 指定有限責任社員 公認会計士 良 杜 版 ②

指定有限具位任具 公認会計士 島 村 哲 印 業務執行社員 公認会計士 島 村

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、王子製紙株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監查役会監查報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主 共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 - 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成24年5月10日

王子製紙株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 神田憲二 印

監査役(常勤) 田井廣志 印

監 査 役 杉 原 弘 泰 印

監 香 役 上 野 健二郎 印

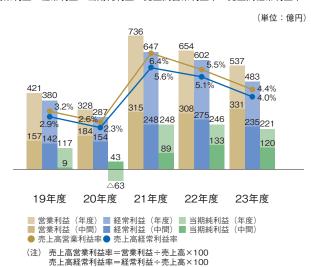
(注) 監査役 杉原 弘泰、上野 健二郎、は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

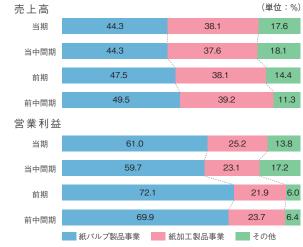
(ご参考)

経営指標の推移(連結)

営業利益・経常利益・当期純利益・売上高営業利益率・売上高経常利益率



事業部門別構成比の推移



(注) 事業部門別の営業利益構成比(%)は、調整額を除いて計算しております。

総資産・自己資本・有利子負債・自己資本比率



注) 自己資本=純資産合計-新株予約権-少数株主持分 有利子負債=長短借入金+コマーシャルペーパー+社債 +1年内返済・償還予定の長期借入金・社債 自己資本比率=自己資本-総資産×100

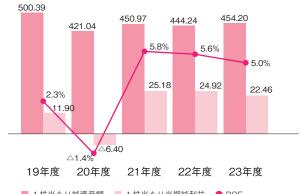
設備投資額・減価償却費

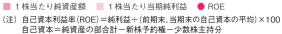


1株当たり純資産額・1株当たり当期純利益・ROE 1株当たり配当金推移

(単位:円)









連結キャッシュ・フロー計算書(要約)

(単位:百万円)

	当期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	前期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	比較
営業活動によるキャッシュ・フロー	119,516	115,369	4,146
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 81,198	△ 89,679	8,480
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 28,875	△ 31,358	2,482
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,152	△ 4,333	6,486
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	11,593	△ 10,002	21,596
現金及び現金同等物の期首残高	31,933	41,936	△ 10,002
合併に伴う現金及び現金同等物増加額	124	_	124
新規連結に伴う現金及び現金同等物増加額	179	_	179
現金及び現金同等物の期末残高	43,831	31,933	11,897

株主メモ

■事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで		
■ 定時株主総会	毎年6月		
■基準日	定時株主総会の議決権 期末配当 中間配当	毎年3月31日 毎年3月31日 毎年9月30日	
■ 公告方法		o.jp むを得ない事由によって電子公告によ きない場合は、東京都内において発行	
■ 単元株式数	1,000株		
■ 株主名簿管理人 および特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社		
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031(フリーダイヤル)		
	取次事務は二井任友信 店で行っております。	託銀行株式会社の本店および全国各支 	

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

- 証券会社等でお取引きをされている株主様
 - 株主様の口座のある証券会社等にお申出ください。
- 特別口座に記録されている株式をお持ちの株主様

証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

なお、特別口座に記録されている株式は、特別口座のままでは市場で売買することはできませんので、証券会社等の口座へ振り替えられることをお勧めします。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

配当金のお支払いについて

第88期の期末配当金(1株につき5円)につきましては、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間(平成24年6月6日から平成24年7月31日まで)内に、ゆうちょ銀行全国本支店および出張所並びに郵便局でお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「期末配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

なお、期末配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様に つきましても、「期末配当金計算書」を同封させていただいてお ります。



配当金のお受け取り方法について

確実に配当金をお受け取りいただくために、振込みに よる配当金のお受け取りをお勧めします。

株券電子化により、従来の配当金振込口座のご指定方法に加えて、あらかじめ登録した一つの預金口座で株主様の保有しているすべての銘柄の配当金のお受け取りや、証券会社の口座でも配当金のお受け取りが可能となっております。

詳しくはお取引証券会社等にお問合せください。

配当金計算書について

配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。確定申告をされる株主様は、大切に保管ください。

なお、株式数比例配分方式により配当金をお受け取り の株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券 会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料 につきましては、お取引証券会社にご確認をお願いし ます。